

東海市国民保護計画

東海市

令和6年度改訂

目次

第1章 総論

第1節 市の責務及び計画の位置づけ、構成等

1	市の責務	1
2	市国民保護計画の位置付け	1
3	市国民保護計画に定める事項	1
4	市国民保護計画の見直し	1
5	市国民保護計画の変更手続	1

第2節 国民保護措置に関する基本方針

1	基本的人権の尊重	2
2	国民の権利利益の迅速な救済	2
3	国民に対する情報提供	2
4	関係機関相互の連携協力の確保	2
5	国民の協力	2
6	高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
7	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	3
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	3

第3節 関係機関の事務又は業務の概要

1	市の事務	3
2	国民保護措置の仕組み	4
3	関係機関の連絡先	5

第4節 市の地理的、社会的特徴

1	地勢	5
2	人口分布	5
3	気象	5
4	道路の位置	5
5	鉄道の位置	6
6	港湾の位置	7
7	石油コンビナート等特別防災区域	9
8	原子力発電所の立地	9

第5節 市国民保護計画が対象とする事態

- | | |
|----------|----|
| 1 武力攻撃事態 | 9 |
| 2 緊急処理事態 | 10 |

第2章 平素からの備え

第1節 組織・体制の整備等

- | | |
|--------------------|----|
| 1 各部等における平素の業務 | 11 |
| 2 市職員の参集基準等 | 11 |
| 3 消防機関の体制 | 13 |
| 4 国民の権利利益の救済に係る手続等 | 14 |

第2節 関係機関との連携体制の整備

- | | |
|-------------------|----|
| 1 基本的考え方 | 15 |
| 2 県との連携 | 15 |
| 3 近接市町等との連携 | 16 |
| 4 指定公共機関等との連携 | 17 |
| 5 ボランティア団体等に対する支援 | 17 |

第3節 通信の確保

- | | |
|-------------|----|
| 1 非常通信体制の整備 | 18 |
| 2 非常通信体制の確保 | 18 |

第4節 情報収集・提供等の体制整備

- | | |
|------------------------|----|
| 1 基本的考え方 | 18 |
| 2 警報等の伝達に必要な準備 | 20 |
| 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 | 21 |
| 4 被災情報の収集・報告に必要な準備 | 21 |

第5節 研修及び訓練

- | | |
|------|----|
| 1 研修 | 22 |
| 2 訓練 | 22 |

第6節 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

- | | |
|------------------|----|
| 1 避難に関する基本的事項 | 24 |
| 2 避難実施要領のパターンの作成 | 25 |

3	救援に関する基本的事項	2 6
4	輸送業者の運送力・輸送施設の把握等	2 6
5	避難施設の指定の協力	2 6
6	生活関連等施設の把握等	2 9
第7節 物資及び資材の備蓄・整備		
1	市における備蓄	2 9
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	3 0
第8節 国民保護に関する啓発		
1	国民保護措置に関する啓発	3 1
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	3 1
第3章 武力攻撃事態等への対処		
第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動体制		
1	事態認定前における国民保護連絡室の設置	3 3
2	初動措置の確保	3 4
3	関係機関への支援要請	3 4
4	市国民保護対策本部体制への移行に要する調整	3 4
5	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	3 4
第2節 市国民保護対策本部の設置等		
1	市国民保護対策本部の設置	3 5
2	市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請	3 6
3	市国民保護対策本部の組織構成及び機能	3 6
4	市国民保護対策本部における広報等	3 7
5	現地調整所の設置	3 8
6	市国民保護対策本部長の権限	3 9
7	市国民保護対策本部の廃止	4 0
8	通信の確保	4 0
第3節 関係機関相互の連携		
1	国・県の対策本部との連携	4 1
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	4 1

3	自衛隊の部隊等の派遣の要請等	4 2
4	他の市町村長等に対する応援の要求・事務の委託	4 2
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	4 3
6	市の行う応援等	4 3
7	ボランティア団体等に対する支援等	4 4
8	住民への協力要請	4 5

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

1	警報の内容の伝達	4 6
2	警報の内容の通知	4 6
3	緊急の内容の伝達方法	4 6
4	警報の解除	4 8
5	緊急通報の伝達及び通知	4 8

第2節 避難住民の誘導等

1	避難の指示の通知・伝達	4 8
2	避難実施要領の策定	4 9
3	避難住民の誘導	5 2

第3節 武力攻撃事態に応じた避難誘導に当たっての留意事項

1	弾道ミサイル攻撃の場合	5 5
2	航空攻撃の場合	5 6
3	ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	5 6
4	着上陸侵攻の場合	5 7

第5章 救援

1	救援の実施	5 8
2	関係機関との連携	5 8
3	救援の内容	5 9

第6章 安否情報の収集・提供及び被災情報の収集・報告

第1節 安否情報の収集・提供

- | | | |
|---|---------------|-----|
| 1 | 安否情報の収集 | 6 0 |
| 2 | 県に対する報告 | 6 0 |
| 3 | 安否情報の照会に対する回答 | 6 1 |
| 4 | 日本赤十字社に対する協力 | 6 2 |

第2節 被災情報の収集・報告

- | | | |
|---|------------|-----|
| 1 | 被災情報の収集・報告 | 6 2 |
|---|------------|-----|

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

- | | | |
|---|-------------------|-----|
| 1 | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 | 6 4 |
| 2 | 武力攻撃災害の兆候の通報 | 6 4 |

第2節 応急措置等

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 退避の指示 | 6 5 |
| 2 | 警戒区域の設定 | 6 6 |
| 3 | 応急公用負担等 | 6 7 |
| 4 | 消防に関する措置等 | 6 8 |

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

- | | | |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | 生活関連等施設の安全確保 | 7 0 |
| 2 | 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 | 7 1 |
| 3 | 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 | 7 1 |

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処

- | | | |
|---|---------------|-----|
| 1 | 応急措置の実施 | 7 2 |
| 2 | 国の方針に基づく措置の実施 | 7 2 |
| 3 | 関係機関との連携 | 7 2 |
| 4 | 汚染原因に応じた対応 | 7 2 |
| 5 | 市長の権限 | 7 3 |
| 6 | 要員の安全の確保 | 7 4 |

第5節 保健衛生の確保その他の措置

1	保健衛生の確保	7 4
2	廃棄物の処理	7 5
第6節 国民生活の安定に関する措置		
1	生活関連物資等の価格安定	7 6
2	避難住民等の生活安定等	7 6
3	生活基盤等の確保	7 6
第7節 特殊標章等の交付及び管理		
1	特殊標章の意義	7 6
2	特殊標章等	7 7
3	特殊標章等の交付及び管理	7 7
4	交付及び使用対象職員	7 7
5	特殊標章等に係る普及啓発	7 8
第8章 復旧等		
第1節 応急の復旧		
1	基本的考え方	7 9
2	公共的施設の応急の復旧	7 9
第2節 武力攻撃災害の復旧		
1	国における所要の法制の整備等	8 0
2	市が管理する施設及び設備の復旧	8 0
第3節 国民保護措置に要した費用の支弁等		
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	8 0
2	損失補償及び損害補償	8 0
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	8 1
第9章 緊急対処事態への対処		
1	緊急対処事態	8 2
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	8 2

第1章 総論

第1節 市の責務及び計画の位置づけ、構成等

住民の生命、身体及び財産を保護することの重要性から、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務、計画の位置づけ等について定める。

1 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び愛知県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、東海市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務から、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

3 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

また、同法第182条第2項に基づき、緊急対処事態における緊急対処保護措置の実施に必要な事項を定める。

4 市国民保護計画の見直し

市は、市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果を踏まえ、不断の見直しを行う。

また、市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

5 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2節 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者（※）その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

※ 人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等を含む。以下同様とする。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3節 関係機関の事務又は業務の概要

国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握する。

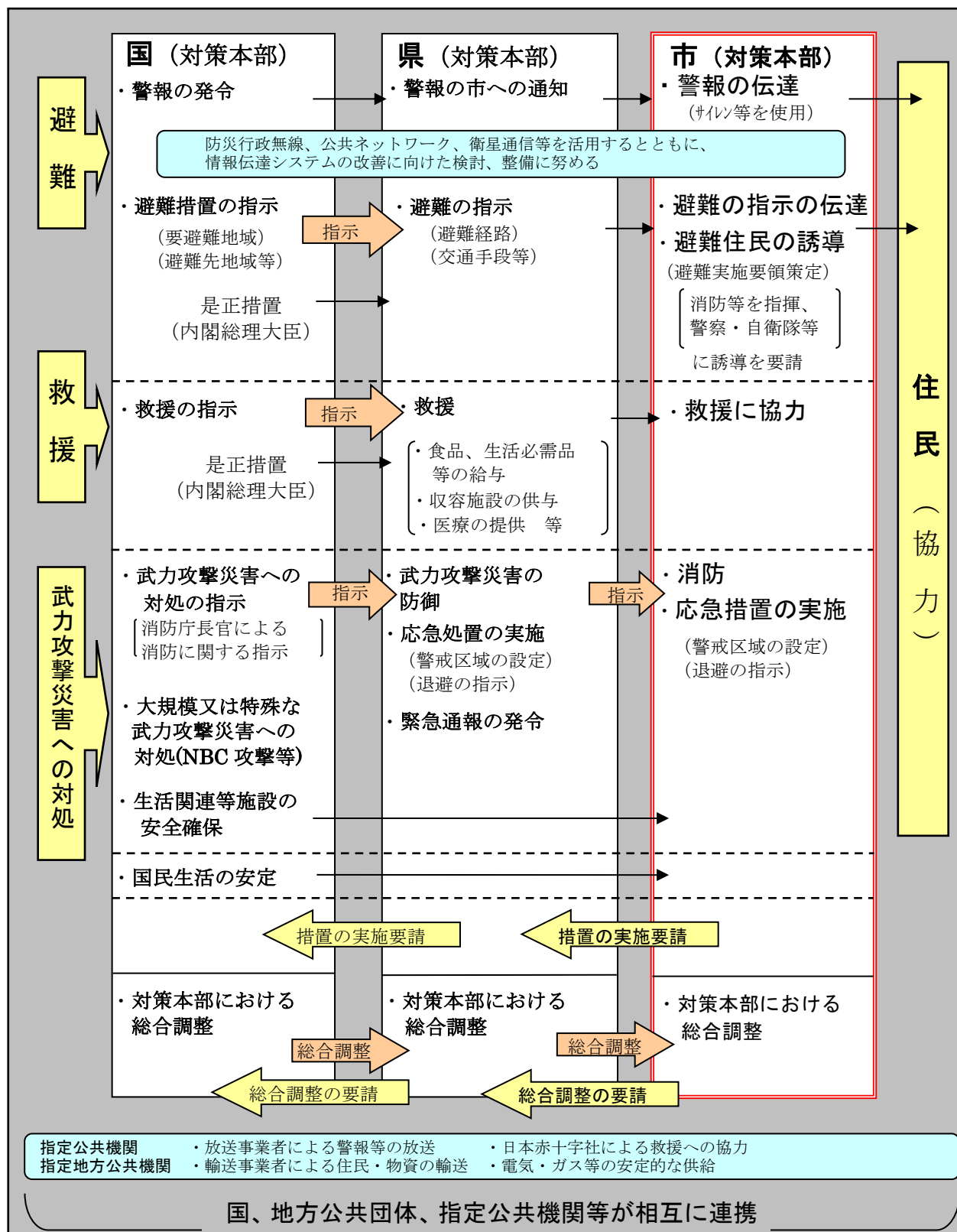
1 市の事務

市は、国民保護措置について、次の事務を行う。

- (1) 国民保護計画の作成
- (2) 国民保護協議会の設置、運営
- (3) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他避難住民等の救援に関する措置の実施

- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

2 国民保護措置の仕組み



注 緊急対処保護措置についても、上記表と同様の仕組みで実施される。

ただし、緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われない。

3 関係機関の連絡先

関係機関への連絡先については、別に定める。

第4節 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について記載する。

1 地勢

東海市は、知多半島の西北端に位置し、西は伊勢湾（名古屋港）に面し、北は名古屋市、東は大府市、南は知多市に隣接し、東西 8.06 km、南北 10.97 km、面積 43.43km²である。

地形は、南北を通過する西知多産業道路によって臨海部と内陸部に区分され、臨海部は名古屋南部臨海工業地帯が形成され、内陸部は住宅が多く、内陸部の東部は、ゆるやかな丘陵地となり、標高は平地で 0 m から 5 m と低い丘陵地では 20 m から 50 m となっており、知多半島の背骨を形成している。

また、北部からは渡内川が、南部からは大田川が市の中心部に向かって流れ、市役所の南東で合流し、西に向きを変え伊勢湾に流れ込んでいる。

2 人口分布（令和 6 年 4 月 1 日現在）

男（人）	女（人）	人口数（人）	世帯数（世帯）
58,869	54,338	113,207	52,036

3 気象（令和 5 年統計）※令和 5 年 1 月～12 月

気温			湿度			風速		雨量		月平均 降雨日 数[日]
最高 [℃]	最低 [℃]	平均 [℃]	最高 [%]	最低 [%]	平均 [%]	最高 [m/s]	平均 [m/s]	日最大 [mm]	時間最大 [mm]	
38.6	-3.8	18.1	99.9	11.9	69.2	26.7	3.2	143.0	42.0	8.5

4 道路の位置

道路は、西知多産業道路（国道 247 号）や主要地方道名古屋半田線などの南北方向に延びる道路に本市と周辺都市を結ぶ東西道路を取付けた形となっている。

市北部の伊勢湾岸道路や国道 302 号などは幹線的な道路となっている。

No.	路 線 名
1	名古屋高速道路 4 号東海線
2	新東名高速道路（伊勢湾岸道路を含む。）
3	国道 155 号（西知多産業道路を含む。）
4	国道 247 号（西知多産業道路を含む。）
5	国道 302 号
6	主要地方道名古屋半田線（知多半島道路）
7	主要地方道名古屋半田線（県道 55 号）
8	主要地方道名古屋第 2 環状線（県道 59 号）
9	県道名和大府線（県道 248 号）
10	県道長草東海線（県道 249 号）
11	県道東海緑線（県道 243 号）
12	県道大府常滑線（県道 252 号）
13	市道一番畑寝覚線
14	市道大池北線（都市計画道路東海有松線）
15	市道元浜線（都市計画道路大田朝倉線）
16	市道名和養父線（都市計画道路東海知多線）

5 鉄道の位置

市内には名古屋市中心部から中部国際空港へ伸びている名鉄常滑線と太田川駅から分岐し半田市方面へ伸びている名鉄河和線の 2 路線が南北に走っている。

鉄道駅は、市内に 8 駅が設置されており、太田川駅が主要駅となっている。

No.	駅 名	路 線 名
①	名和駅	名鉄常滑線
②	聚楽園駅	名鉄常滑線
③	新日鉄前駅	名鉄常滑線
④	太田川駅	名鉄常滑線
⑤	尾張横須賀駅	名鉄常滑線
⑥	高横須賀駅	名鉄河和線
⑦	加木屋中ノ池駅	名鉄河和線

⑧	南加木屋駅	名鉄河和線
⑨	八幡新田駅	名鉄河和線

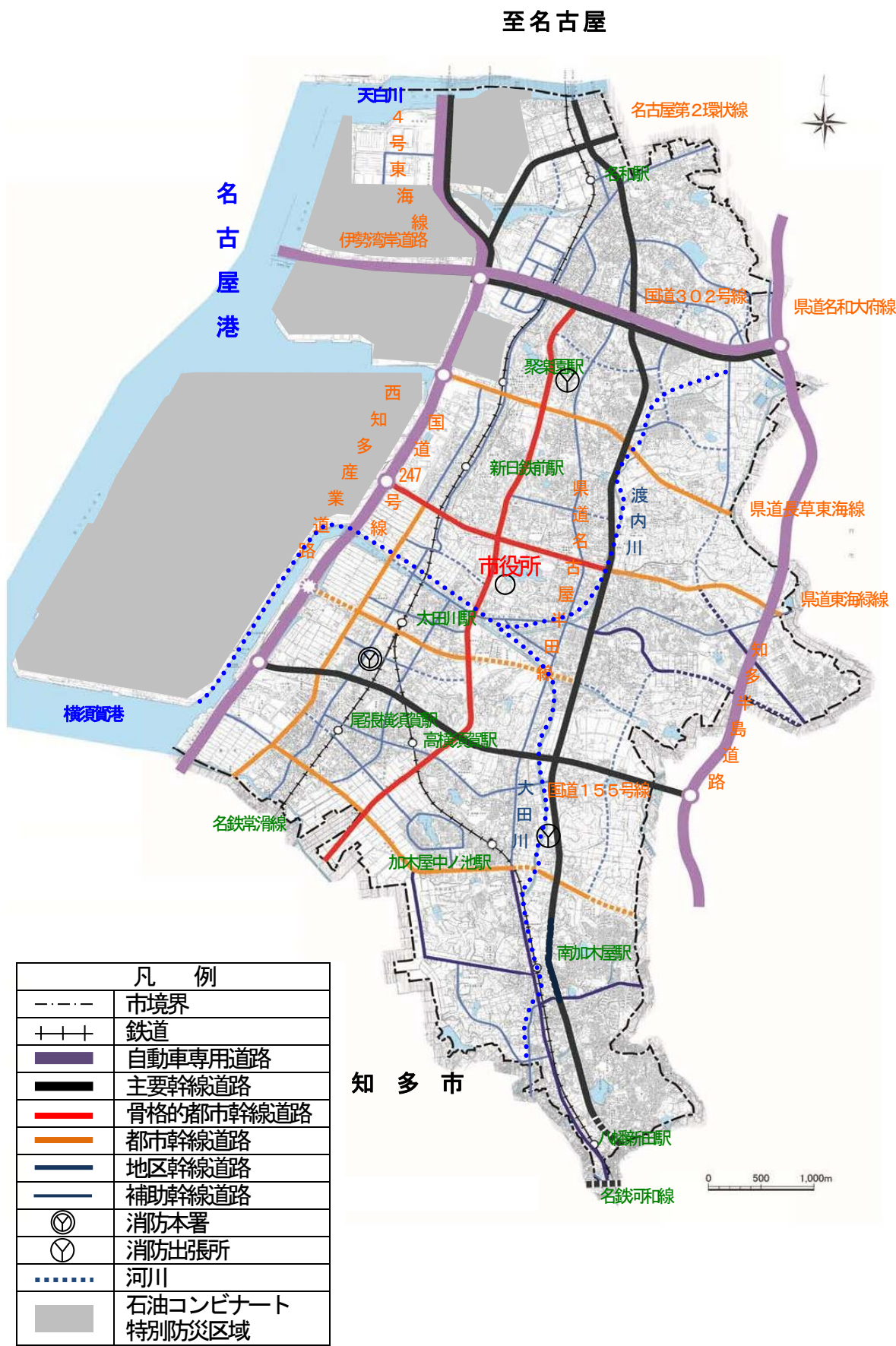
6 港湾の位置

港湾は、市西部に位置し、名古屋港の一部となっており、一般住民へ津波の直接被害が想定されない程の広大な工業地帯が湾岸を形成している。

海に隣接する唯一の横須賀港は、貨物船や遊魚船の船着場となっている。

港湾名	種類	水域面積	管理者	所在地
名古屋港	国際拠点港湾	8,170 ha	名古屋港 管理組合	名古屋市、東海市、知多 市、弥富市、飛島村

市概略図



7 石油コンビナート等特別防災区域

市西部の名古屋南部臨海工業地帯は、名古屋港臨海地区として、石油コンビナート等災害防止法により、石油コンビナート等特別防災区域に指定されており、区域内の特定事業所は次の6社がある。

	事業所名		面積(㎡)	貯蔵・取扱・処理量	
				石油(kℓ)	高圧ガス (N ㎡)
第一種	レイアウト第一種	東レ(株)東海工場	604, 803	49, 918	13, 200, 018
		日本製鉄(株)名古屋製鉄所	6, 009, 183	26, 547	53, 099, 755
第二種		愛知製鋼(株)知多工場・鍛造工場	904, 365	726	49, 237
		三洋化成工業(株)名古屋工場	88, 428	7, 646	202, 660
		三洋化成ロジスティクス(株)	11, 320	4, 697	—
		大同特殊鋼(株)知多工場	1, 117, 453	1, 270	162, 447
		合 計	8, 735, 552	90, 804	66, 714, 117

(令和6年4月1日現在)

8 原子力発電所の立地

本市には、原子力発電所又は原子炉施設（以下「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）には含まれていない。

浜岡原子力発電所（静岡県御前崎市）から東海市境までは概ね118 km、美浜発電所（福井県三方郡美浜町）から東海市境までは概ね105 kmである。

第5節 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画で想定される武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、国が定めた基本指針においては、次の４事態例が対象として想定されている。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、国が定めた基本指針においては、次の事態例が対象とされている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ㍿ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ㍿ 危険物積載船への攻撃
- ㍿ 原子力事業所等の破壊
- ㍿ ダムの破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ㍿ 大規模集客施設・ターミナル駅等の破壊
- ㍿ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ㍿ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ㍿ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ㍿ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ㍿ 水源地に対する毒素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ㍿ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ㍿ 弾道ミサイル等の飛来

第2章 平素からの備え

第1節 組織・体制の整備等

国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 各部等における平素の業務

各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

また、国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案等については、国民保護担当課が行う。

部 名	平 素 の 業 務
総務部	・ 国民保護協議会の運営に関する事。 ・ 国民保護対策本部に関する事。 ・ 物資及び資機材の備蓄等に関する事。 ・ 避難実施要領に関する事。 ・ 国民保護措置の訓練に関する事。
企画部	・ 安否情報の収集体制の整備に関する事。 ・ 安否情報システムの運用及び使用に関する事。 ・ 住民に対する情報伝達及び広報に関する事。
市民福祉部	・ 障がい者、高齢者及び独居老人等避難することが困難な者の避難に関する事。 ・ 医療、医薬品供給体制の整備に関する事。 ・ 医療用資機材及び物資の備蓄に関する事。
環境経済部	・ 廃棄物処理に関する事。 ・ 防疫対策及び消毒薬剤等に関する事。
都市建設部	・ 復旧に関する事。
水道部	・ 非常用飲料水に関する事。
消防本部	・ 武力攻撃災害への対処に関する事。 (消火、救助、救急を含む。) ・ 住民の避難誘導に関する事。
教育委員会	・ 小中学生へのボランティア精神の普及に関する事。 ・ 児童の避難に関する事

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防機関との連携を図りつつ、速やかに国民保護連絡室を設置し、市長及び国民保護対策本部員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次のような体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

ア 職員参集基準

体 制	参 集 基 準
① 東海市国民保護連絡室体制 (以下「市国民保護連絡室」という。)	市国民保護対策副本部長、市国民保護対策本部員及び国民保護担当部課職員が参集
② 東海市国民保護対策本部準備体制 (以下「市国民保護準備体制」という。)	原則として、東海市国民保護対策本部（以下「市国民保護対策本部」という。）体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③ 市国民保護対策本部体制	原則として、全ての職員が本庁又は出先機関等に参集

イ 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の一部又は全部課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の一部又は全部課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当課は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長及び市国民保護対策副本部長の代替職員については、次のとおりとする。

	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
市国民保護対策 本部長	総務部の事務を担当する副市長	他の副市長	教育長
市国民保護対策 副本部長	他の副市長	教育長	総務部長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①から③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、次のとおりとする。

ア 交代要員の確保

参集した職員、特に執行機関に従事する職員は、2交代により職務に従事し、6時間を基準として交代させる。

イ 食料、燃料等の備蓄

災害用の備蓄を活用するとともに、車両等については燃料等を常に補充した状態を維持する。

ウ 自家発電設備の点検・整備

自家発電設備が常に機能するよう点検・整備を確実にこなう。

エ 仮眠設備等の確保等

連続した勤務が6時間を超える場合は、本庁舎地下大会議室を仮眠施設として確保し、上記ア項の勤務に従事していない職員の仮眠施設とする。

なお、仮眠施設を開設した場合においても、事態の状況に応じ、直ちに職務に従事できる体制（通信連絡手段の確保、仮眠中の服装等）を保持する。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署に

おける初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る活動広報、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準について、災害時の非常配備体制における第 1 非常配備を市国民保護連絡室体制に、第 2 非常配備体制を市国民保護準備体制に、第 3 非常配備体制を市国民保護対策本部体制として参集する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ、外部の専門家等の協力を得るなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

区 分	内 容	窓 口
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。 (法第 81 条第 2 項)	総務法制課
	特定物資の保管命令に関すること。 (法第 81 条第 3 項)	
	土地等の使用に関すること。 (法第 82 条)	
	応急公用負担に関すること。 (法第 113 条第 1 項・5 項)	
損害補償	国民への協力要請によるもの。	

(法第 160 条)	(法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	
不服申立てに関する事。(法第 6 条、175 条)		
訴訟に関する事。(法第 6 条、175 条)		

(表中の法とは、国民保護法をいう。)

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、東海市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第 2 節 関係機関との連携体制の整備

国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設ける等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や輸送手段等の避難・救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町等との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関の原子力災害対応可能部隊数及びNBC（核、生物、化学の総称をいう。以下同じ。）対応可能部隊数や原子力災害対応資機材及びNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

(3) 姉妹都市等との連携

市は、有事の際の物資及び資材の供給並びに避難住民の受入れ等必要な応援が

得られるよう姉妹都市等との連携を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握する。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救急告示医療機関、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内会・自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

非常時における通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

非常通信の確保に当たっては、防災用として確保している高度情報通信ネットワークを活用する。

また、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を的確に活用する。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等における体制整備について定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃災害時及び緊急処理事態における災害時において、確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・ 夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃被害及び緊急処理事態における災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等及び緊急処理事態における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・ 国民保護担当課職員の役割及び責任の明確化等を図るとともに、国民保護担当課職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置等の実施に必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティの確保等に留意しながらデータベース化等の推進に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体へ伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要な同報系防災行政無線の有効な運用を図るとともにデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(※住民への伝達方法として、同報系を使用する場合)

また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）（国において開発された、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム）の運用を確実に実施する。

(3) 海上保安部、県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、海上保安部、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施

が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報システムの利用

市は、県と連携し、総務省（消防庁）が運用する安否情報の円滑な収集及び提供を行うシステム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図る。

(2) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

(3) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、知事への報告については、様式第6号の被災情報報告の様式により行う。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じて担当者の育成に努める。

第5節 研修及び訓練

国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実施能力の向上を図るため、研修及び訓練のあり方について定める。

1 研修

市は、国民保護措置等の円滑な実施を図るため、各種研修制度を充実し、人材の育成に努める。

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等を活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。この際、図上訓練を重視して訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

ア 市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市国民保護対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練にあたっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、町内会・自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災

や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第6節 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え等について定める。
(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速かつ適切に避難住民の誘導を行うことができるよう、必要な基礎的資料を整備する。

	項 目	リスト及びデータの詳細等
1	住宅地図	人口分布、世帯数、昼夜別の人口
2	道路網	避難経路として想定される国・県・市道等
3	輸送力	鉄道、バス、船舶等の輸送事業者や公共交通機関の保有する輸送力 (鉄道網やバス網、保有車両数など)
4	避難施設	避難住民の収容能力や屋内外の別
5	備蓄物資	備蓄物資の所在地、数量
6	調達可能物資	主要な民間事業者の所在地、物資の数量
7	生活関連等施設	避難住民の誘導に影響を与えかねない施設等
8	関係機関一覧	国、県、民間事業者等の担当部局への直通連絡先 (災害時に連絡可能手段のもの)
9	町内会・自治会、 自主防災組織一覧	代表者及び代理者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等
10	消防機関	各連絡先、各機関の装備資機材の種類及び数量
11	各協定	関係機関との協定内容
12	避難行動要支援者 名簿	避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を記載又は記録 (災害対策基本法第49条の10)

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な避難行動要支援者支援班を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(※避難行動要支援者名簿について)

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者等への配慮が重要であるが、平素から自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性から、これらの企業の協力が得られるよう、平素から連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合において、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通

渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンを作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合を考慮して、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 輸送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、輸送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の輸送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 輸送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る輸送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 輸送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、県が保有する市町村の区域に係る輸送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定の協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

愛知県国民保護避難施設指定一覧（東海市）

整理番号	名 称	町丁目名・番（番地）・号
1	東海市千鳥津波避難所	名和町一番割中59番地の1
2	東海市立緑陽小学校	名和町石谷80番地

3	東海市立名和中学校	名和町中首羅 1 番地の 1
4	東海市立一番畑保育園	名和町蓮池 7 番地
5	東海市立緑陽コミュニティセンター	名和町蓮池 1 7 番地の 1
6	東海市立名和小学校	名和町山東 1 0 番地
7	平地公園	名和町法秀 1 番地の 1
8	東海市立上野中学校	名和町奥平戸 2 8 番地
9	東海市立上野公民館	名和町南ノ山 1 0 番地の 4
10	東海市上名和公民館	名和町東田 2 0 番地の 8
11	東海市立名和東保育園	名和町南三宅山 4 5 番地
12	東海市立名和東児童館	名和町戸石 4 8 番地の 1 0
13	東海市立名和保育園	名和町池西 4 5 番地の 1
14	東海市立名和児童館	名和町塚森 2 5 番地
15	東海市下名和公民館	名和町岡前 3 8 番地
16	聚楽園公園	荒尾町西廻間 2 番地の 1
17	東海市立渡内小学校	荒尾町義呂 1 番地の 1
18	東海市立渡内保育園	荒尾町油田 4 8 番地の 1
19	東海市立泉児童館	荒尾町泉 3 番地
20	東海市渡内公民館	荒尾町朝日出 1 2 番地の 1
21	東海市立平洲小学校	荒尾町片坂 1 番地
22	東海市平島公民館	荒尾町中屋敷 3 5 番地
23	東海市立平洲児童館	荒尾町畑田 4 3 番地の 1
24	東海市立明倫小学校	荒尾町土取 1 番地の 1
25	東海市立みどり保育園	荒尾町寺前 6 番地の 1
26	東海市加家公民館	東海町二丁目 3 番地の 1 5
27	加家公園	荒尾町中切 1
28	東海市立平洲保育園	富貴ノ台三丁目 7 4 番地
29	東海市立平洲中学校	富貴ノ台五丁目 1 8 1 番地
30	東海市立木庭保育園	富木島町峰畑 1 0 番地
31	東海市立明倫保育園	富木島町貴船 1 6 番地の 4
32	東海市立明倫児童館	富木島町貴船 1 6 番地の 7
33	東海市富田公民館	富木島町貴船 1 4 番地の 2
34	上野台公園	富木島町山田 7 番地の 1
35	東海市立富木島小学校	富木島町手代 4 4 番地
36	東海市立富木島中学校	富木島町向イ 2 7 番地
37	東海市富木島公民館	富木島町東山田 7 番地の 1
38	東海市立富木島保育園	富木島町向イ 5 7 番地
39	東海市立東山保育園	富木島町新藤棚 5 1 番地
40	東海市立富木島児童館	富木島町西山田 1 番地の 1 3
41	東海市立船島小学校	富木島町船島 1 番地の 1
42	東海市立船島市民館	富木島町船島 2 番地の 1
43	東海市立姫島児童館	富木島町森前 2 番地
44	東海市立農業センター	富木島町八幡下 1 番地
45	大池公園	中央町三丁目 1 番地

46	東海市立商工センター	中央町四丁目 2 番地
47	東海市芸術劇場	大田町下浜田 1 0 1 6 番地
48	東海市立大田小学校	大田町細田 2 3 番地
49	東海市立大田市民館	大田町細田 1 4 番地
50	東海市立大田保育園	大田町庄之脇 1 5 番地
51	東海市立大田児童館	大田町東畑 1 1 4 1 番地
52	東海市民交流プラザ	大田町後田 1 1 5 8 番地 ソラト太田川 3 階
53	東海市立横須賀小学校	高横須賀町大塚 3 6 番地
54	東海市立横須賀中学校	高横須賀町猫狭間 2 番地
55	東海市立勤労センター	高横須賀町枳形 1 番地の 7
56	東海市民体育館	高横須賀町枳形 1 番地の 1
57	東海市高横須賀公民館	高横須賀町戌亥屋敷 1 1 番地の 2
58	東海市立高横須賀保育園	高横須賀町塩田 5 番地の 1
59	東海市立公家児童館	高横須賀町公家 5 番地の 1
60	東海市横須賀公民館	横須賀町浜屋敷 2 番地の 1 1
61	東海市立横須賀保育園	元浜町 1 1 番地
62	元浜公園	元浜町 6 4 番地の 2
63	東海市立養父保育園	養父町大木之本 2 7 番地
64	東海市立養父児童館・養父健康交流の家	養父町宮山 1 7 番地の 1
65	中ノ池公園	中ノ池六丁目 1 番地の 1
66	東海市立加木屋小学校	加木屋町編笠 9 番地
67	東海市立加木屋市民館	加木屋町一本木 2 番地の 1
68	東海市立加木屋保育園	加木屋町順見 5 1 番地
69	東海市立加木屋児童館	加木屋町仲新田 4 3 番地の 1
70	東海市立三ツ池小学校	加木屋町鎌吉良根 9 番地
71	東海市立三ツ池保育園	加木屋町平子 4 9 番地の 1 3
72	東海市立三ツ池市民館	加木屋町栗見坂 2 番地の 1
73	東海市立三ツ池児童館	加木屋町三ツ池 1 2 番地の 7 4
74	東海市立加木屋南小学校	加木屋町泡池 2 番地
75	東海市立大堀保育園	加木屋町東大堀 2 8 番地の 3 4
76	東海市立加木屋南市民館	加木屋町北鹿持 2 0 番地の 2 4
77	東海市立加木屋南保育園	加木屋町南鹿持 2 7 番地
78	東海市立加木屋南児童館	加木屋町南鹿持 2 8 番地の 1
79	加木屋南公園	加木屋町南鹿持 1 6 番地の 1
80	東海市立加木屋中学校	加木屋町西御嶽 1 8 番地の 1
81	愛知県計量センター	南柴田町ロノ割 9 5 番地の 2 4
82	愛知県立横須賀高等学校	高横須賀町広脇 1 番地
83	愛知県立東海南高等学校	加木屋町社山 5 5 番地
84	愛知県立東海樟風高等学校	大田町曾根 1 番地

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

6 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所（最大出力5万kW以上）、 変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省
	2号	ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備	経済産業省
	3号	取水、貯水若しくは浄水のための施設又は 配水池（10万m ³ /日以上）の給水能力）	国土交通省
	4号	旅客の乗降、待合いその他の用に供する鉄 道・軌道施設（平均利用者10万人/日以上）	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備（接続される回 線・端末の数が3万以上）	総務省
	6号	放送用の無線設備	総務省
	7号	重要港湾の水域施設又は係留施設	国土交通省
	8号	空港の滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（医療品、医療機器等の品質、有効 性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

第7節 物資及び資材の備蓄・整備

国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備について定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等につ

いて、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第8節 国民保護に関する啓発

国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等及び緊急処理事態において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等及び緊急処理事態において住民がとるべき行動等の啓発

市は、武力攻撃事態及び緊急処理事態の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、都道府県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動体制

事態における初動体制の確立、各種情報の迅速な集約・分析、被害の態様に応じた応急活動等について定める。

1 事態認定前における国民保護連絡室の設置

(1) 市国民保護連絡室の設置

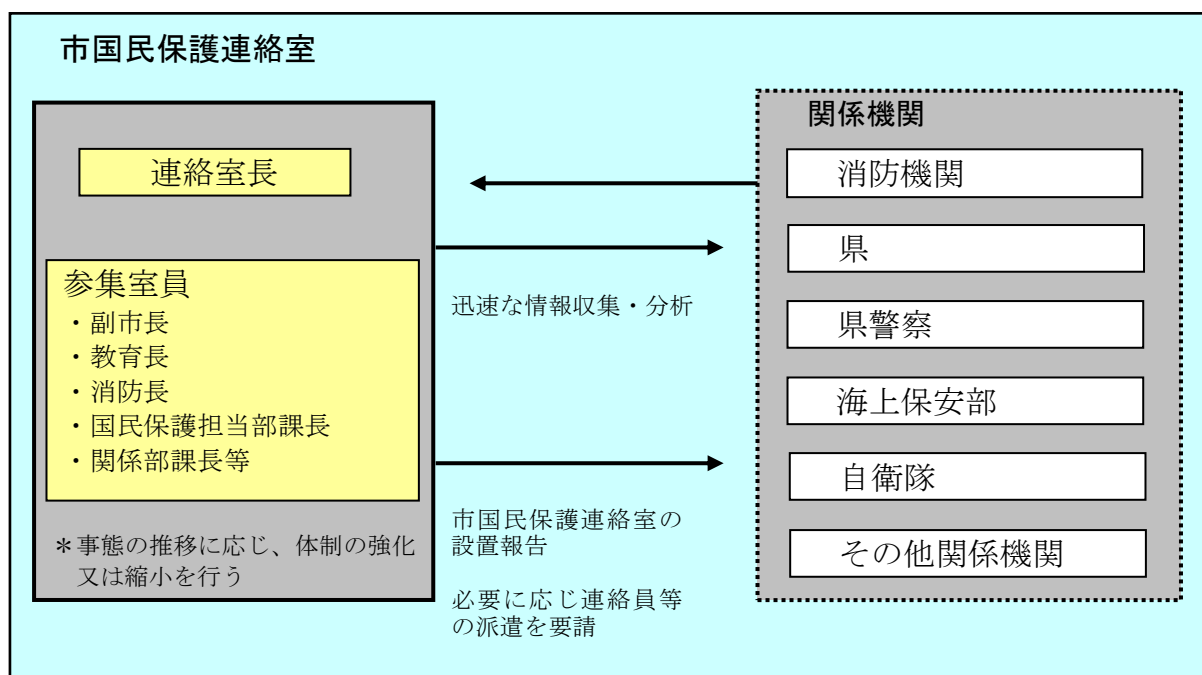
市長は、現場からの情報により住民等を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として迅速な情報収集によりの確な初動措置を行うため、市国民保護対策本部設置の準備段階として、市国民保護連絡室を設置する。

市国民保護連絡室は、市対策副本部長、市対策本部員及び国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。

(2) 市国民保護連絡室設置の要領

市国民保護連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じてその事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市国民保護連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市国民保護連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。



(3) 市国民保護準備体制への移行

現場等からの情報により多数の住民等を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市国民保護対策本部設置の準備段階として、市国民保護準備体制へ移行するとともに市国民保護連絡室を廃止する。この場合、原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断し、参集する。

2 初動措置の確保

市は、市国民保護連絡室又は市国民保護準備体制において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市国民保護対策本部設置の要請などの措置等を行う。

3 関係機関への支援要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

4 市国民保護対策本部体制への移行に要する調整

市国民保護連絡室を設置又は市国民保護準備体制に移行した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市国民保護連絡室又は市国民保護準備体制は廃止する。

5 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われた市に関して、市国民保護対策本部を設置すべき市

の指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市国民保護連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ、市国民保護準備体制に移行する。

第２節 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部を迅速に設置するため、その手順や組織、機能等について定める。

１ 市国民保護対策本部の設置

市国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

(1) 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

(2) 市長による市国民保護対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置する。

事前に市国民保護連絡室を設置していた場合は、市国民保護対策本部に切り替えるものとする。

(3) 市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員の参集

市国民保護対策本部担当者は、原則として、市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員である全ての市職員に対し、緊急情報伝達システム等の連絡網を活用し、本庁又は出先機関等に参集するよう連絡する。

(4) 市国民保護対策本部の開設

ア 市国民保護対策本部担当者は、市庁舎２０１会議室に市国民保護対策本部を開設するとともに、市国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

イ 市長は、市国民保護対策本部を設置したときは、市議会に市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。

(5) 交代要員等の確保

市は、参集した市国民保護対策本部職員のうち執行機関に従事する職員は、執行機関の各部等の計画により2交代により職務に従事し、6時間を基準として交代させる。

また、本庁舎地下大会議室に仮眠設備を開設し、長期にわたる市国民保護対策本部の活動に支障が発生しないよう努める。

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市国民保護対策本部が被災した場合等市国民保護対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市国民保護対策本部の予備施設として東海市消防本部を指定する。

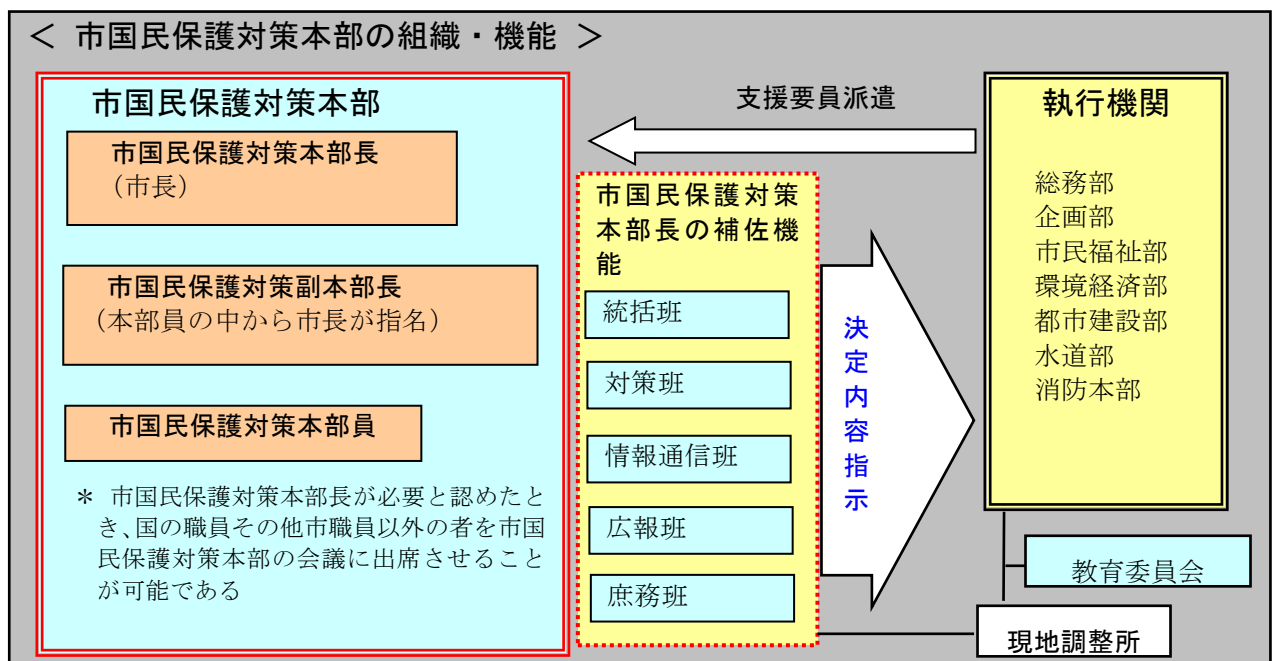
また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、知事と市国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

2 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請

市長は、市が市国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

3 市国民保護対策本部の組織構成及び機能

市国民保護対策本部の組織構成及び機能並びに市国民保護対策本部長の補佐機能については次の表のとおりとする。



班	補 佐 す る 機 能	担当課等
統括班	- 市国民保護対策本部会議の運営に関する事項 - 情報通信班が収集した情報を踏まえた市国民保護対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 - 市国民保護対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示	防災危機管理課
対策班	- 市が行う国民保護措置に関する調整 - 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 - 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項	防災危機管理課 及び 交通防犯課
情報通信班	- 次の情報に関する国、県、他の市町村等機関からの情報収集、整理及び集約 - ア 被災情報 - イ 避難や救援の実施状況 - ウ 安否情報 - エ 災害への対応状況 - オ その他統括班から収集を依頼された情報 - 市国民保護対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 - 通信回線や通信機器の確保	広報課 デジタル推進課 市民窓口課
広報班	被災状況や市国民保護対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動	広報課
庶務班	- 市国民保護対策本部員や市国民保護対策本部職員のローテーション管理 - 市国民保護対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項	職員課

4 市国民保護対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

(1) 広報責任者の指名

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報責任者として企画部長を指名する。

(2) 広報手段

広報車、メールマガジン、コミュニティFM、Webサイト、SNS及び防災行政無線等の複数手段を併用し、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

(3) 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

(4) その他関係する報道機関

円滑な広報活動を実施するため、あらかじめ関係する報道機関を把握しておく。

5 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(1) 現地調整所の性格

ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。

イ 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。

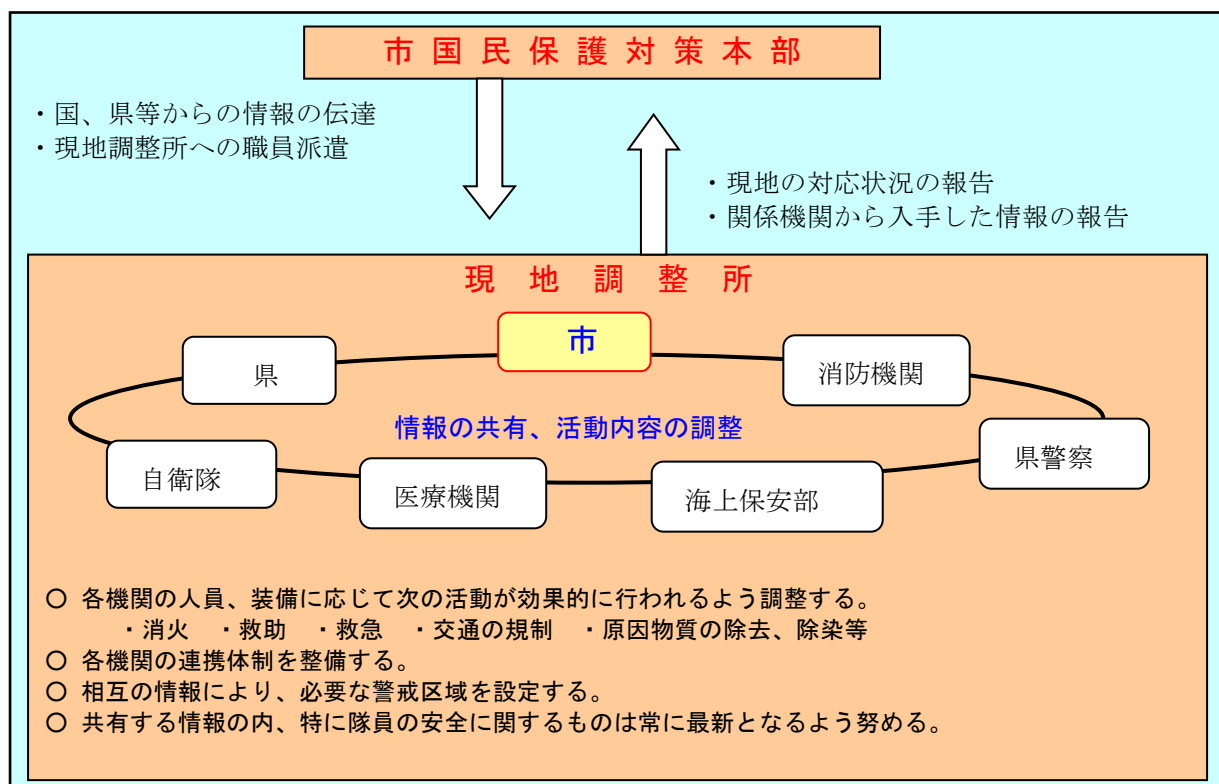
また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、国民保護措置を総合的に

推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対応に当たる機関が既に設置している場合には、職員を積極的に参画させることが必要である。

このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。

また、現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。



6 市国民保護対策本部長の権限

市国民保護対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たって、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市国民保護対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、国対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市国民保護対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、求めの趣旨を明らかにして行う。

7 市国民保護対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市国民保護対策本部を廃止する。

8 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、地域防災無線等

の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市国民保護対策本部と現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3節 関係機関相互の連携

国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接な連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

1 国・県対策本部との連携

(1) 国・県対策本部との連携

市は、県対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県現地対策本部との連携

市は、国・県現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、本部と緊密な連携を図る。

なお、国の現地対策本部において武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、市国民保護対策本部長又は市国民保護対策本部長が指名する市国民保護対策本部員が出席する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、

その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、その機関の業務内容を考慮し、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣の要請等

(1) 自衛隊の派遣要請の求め

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊愛知地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては中部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 他の出動部隊との連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市国民保護対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村に対する応援の要求・事務の委託

(1) 他の市町村への応援の要求

ア 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的

に明らかにしたうえで、他の市町村に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。

この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣の要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。

ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、斡旋を求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対する応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会・自治会等地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、市町村に設置される災害ボランティアセンターにおける登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の伝達及び通知について定める。

1 警報の内容の伝達

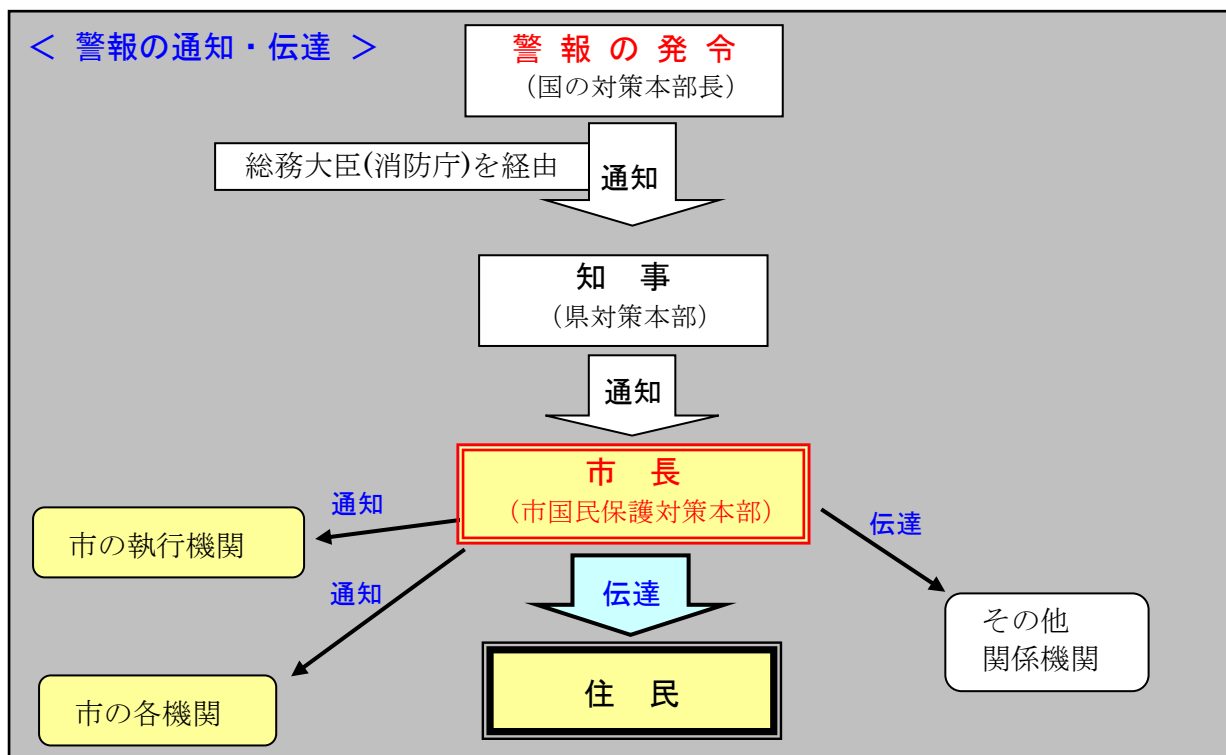
市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、広報車、メールマガジン、コミュニティFM、Webサイト、SNS及び防災行政無線等の複数手段により、速やかに住民及びその他関係機関（消防団、町内会・自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

2 警報の内容の通知

市長は、市の執行機関及び各機関に対し、警報の内容を通知する。

また、市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、Webサイトに警報の内容を掲載する。

警報の通知・伝達については、次のとおりとする。



3 警報の内容の伝達方法

(1) 伝達の原則

警報の内容の伝達方法については、広報車、メールマガジン、コミュニティF

M、Webサイト、SNS及び防災行政無線等の複数手段を併用し、原則として次の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

㍿ 市内に設置されるサイレンの吹鳴等により、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

㍿ この場合において、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やWebサイトへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。

㍿ 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

㍿ 広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会・自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応

全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）により、瞬時に国から警報の内容が送信された場合は、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合には、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報をWebサイト等に掲載する等により、周知を図る。

(3) 伝達体制の整備

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

ア 消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行う。

イ 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会・自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行う。

ウ 市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報内容等の伝達が的確かつ迅速に行えるよう県警察と緊密な連携を図る。

(4) 伝達の留意点

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

具体的には、避難行動要支援者について、国民保護担当課と社会福祉課との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

4 警報の解除

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則としてサイレンは使用しないこととする。

なお、その他は警報の発令の場合と同様とする。

5 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2節 避難住民の誘導等

県の避難の指示に基づく住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導等について定める。

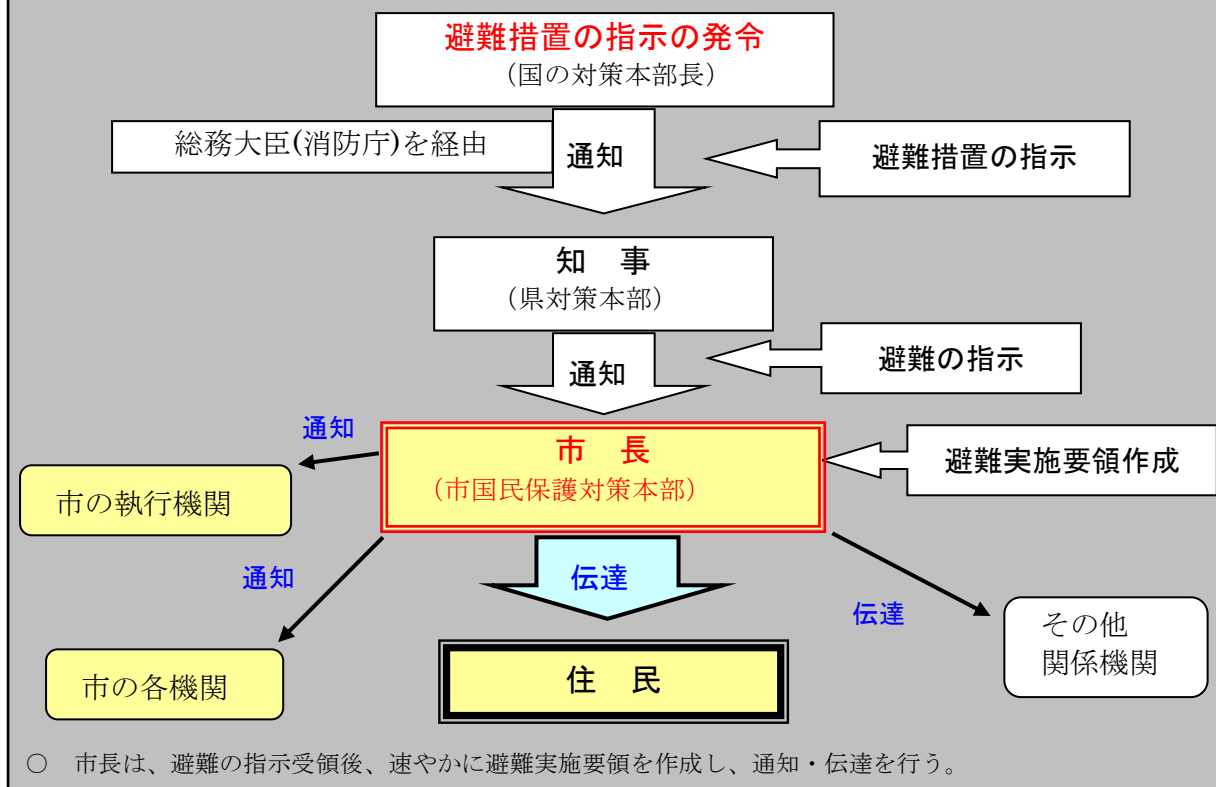
1 避難の指示の通知・伝達

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

また、市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示等については、次のとおりとする。

< 避難指示の通知・伝達 >



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合には、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、避難実施要領の案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

(2) 避難実施要領に定める法定事項

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ その他避難の実施に関し必要な事項

(3) 避難実施要領策定上の留意点

避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう迅速に作成する。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、

直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

ただし、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、簡潔な内容としても差し支えない。

(4) 避難実施要領の項目

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市職員、消防職団員の配置等
- ク 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(5) 避難実施要領の策定における考慮事項

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握
(警報の内容や被災情報の分析、特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も考慮)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握
(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難、輸送事業者である指定地方公共機関等による輸送)
- オ 輸送手段の確保の調整
(県との役割分担、輸送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 要支援者の避難方法の決定
(避難行動要支援者支援班の設置)

キ 避難経路や交通規制の調整

(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

ク 職員の配置

(各地域への職員の割り当て、現地調整所に派遣する職員の選定)

ケ 関係機関との調整

(現地調整所の設置、連絡手段の確保)

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整

(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(6) 避難実施要領の内容の伝達等

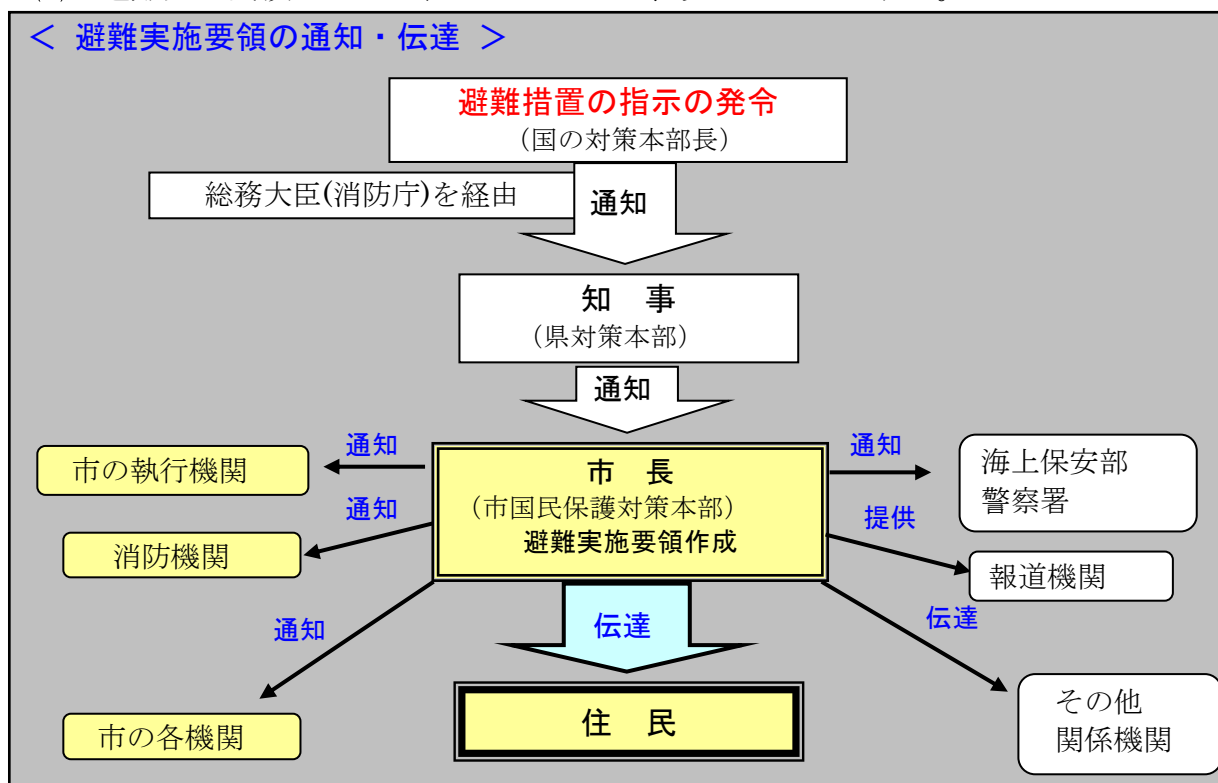
市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

更に、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

(7) 避難実施要領の通知・伝達については、次のとおりとする。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導等

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。

ただし、緊急の場合には、この限りではない。

ア 誘導の留意事項

(ア) 避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たる。

(イ) 行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

(ウ) 住民に対する避難誘導活動は、理解や協力が得られるよう、毅然とした態度で行う。

(エ) 防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行する。

イ 夜間での誘導の留意事項

夜間では、暗闇での視界低下により、人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導経路の要所に、夜間照明器具（投光器具、車両のライト等）等を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

ア 消防本部及び消防署

消火活動及び救助・救急活動の状況を考慮しつつ、避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者は人員輸送車両等による輸送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

イ 消防団

消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対

応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況を考慮して、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるように、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会・自治会等地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を考慮し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。

その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、搬送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）。

(7) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、市は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の輸送の求め等

市長は、避難住民の搬送が必要な場合において、県との調整により、輸送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の輸送を求める。

市長は、輸送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第3節 武力攻撃事態に応じた避難誘導に当たっての留意事項

武力攻撃の種類により想定されるその特徴及び避難の基本について定める。

1 弾道ミサイル攻撃の場合

(1) 特徴

弾道ミサイル発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標や着弾地域を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、全ての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。

また、弾道ミサイルは、発射後短時間で着弾することが予想される。

通常弾道の場合は、比較的被害は局限され家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。

(2) 避難の基本

ア 実際に弾道ミサイル等が発射されたとの警報が発令されたときは、住民は、屋内に避難することが基本となる。

イ できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の

地下施設に避難誘導を行う。

ウ 避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

2 航空攻撃の場合

攻撃の兆候を事前に察知することは比較的容易であっても、対応する時間が少なく、またあらかじめ攻撃目標を特定することは極めて困難であることから、弾道ミサイル等の攻撃の場合と同様な対応とする。

なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。

3 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(1) 特徴

被害は比較的狭い範囲に限定されることが一般的であり、攻撃目標となる施設の種類によっては被害が拡大するおそれがある。

また、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(2) 避難の基本

ア 国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ 多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

(3) 攻撃され住民に危害が及ぶおそれのある地域の場合の対応

攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、必要に応じて、適当な避難先（市の区域外）に移動させる。

(4) 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

一般的に「一時避難場所までの移動」から「一時避難場所からのバス等の輸送手段を用いた移動」、といった手順となる。

(5) 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により、危険回避のための行動をとるとともに県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

4 着上陸侵攻の場合

(1) 特徴

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域をこえる避難に伴う我が国全体としての調整が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

船舶により上陸が行われる場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすく、一般的にその期間は比較的長期に及ぶことが予想される。

(2) 避難の基本

ア 攻撃が予想された時点において、あらかじめ避難することとなる。

イ 戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、遠方への避難が必要となる。

第5章 救 援

市長は、救援に関する措置及び補助について、その内容等必要な事項を定める。

1 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

(1) 救援に関する措置

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の搜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の搜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記(1)で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の輸送の求め

市長は、輸送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の輸送を求める場合は、避難住民の輸送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供及び被災情報の収集・報告

第1節 安否情報の収集・提供

安否情報の収集、整理・報告並びに照会への回答等について定める。

1 安否情報の収集

- (1) 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に際しては、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号を用いる。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

- (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する輸送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合、その協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

- (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。

ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メール等により送付する。

なお、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 個人の情報の保護への配慮

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市国民保護対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市国民保護対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、照会される者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会をする者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、その照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、照会される者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

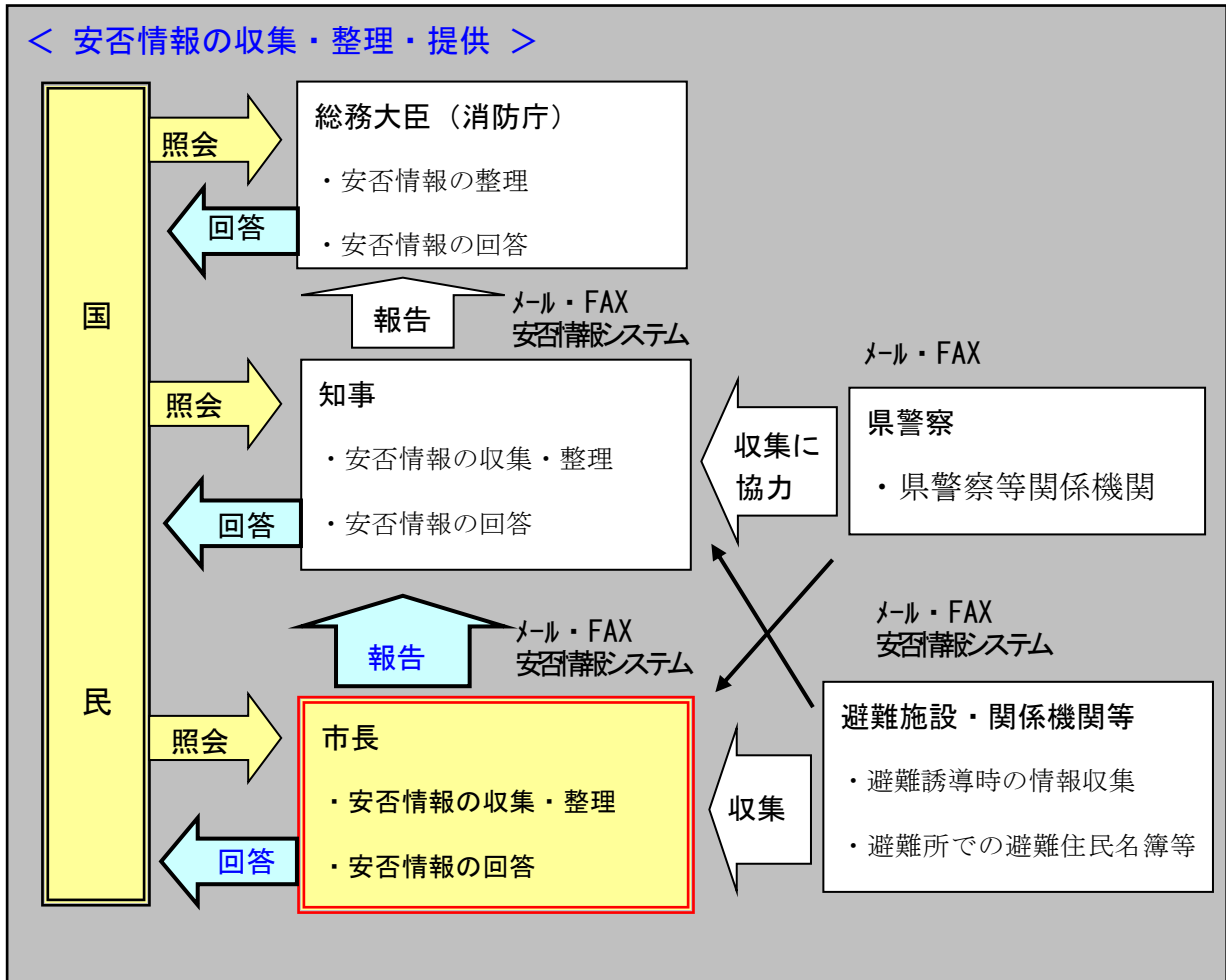
イ 市は、照会される者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、手続きを行った担当者、回答した相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることを考慮して、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。



4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、その要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

安否情報の提供に当たっても、上記3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第2節 被災情報の収集・報告

被災情報の収集・報告について定める。

1 被災情報の収集・報告

(1) 被災情報の収集

ア 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

イ 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密に

するとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(2) 被災情報の報告

ア 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

イ 市は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について様式第6号の被災情報報告の様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

武力攻撃による被害をできる限り小さくするための措置の基本的な考え方について定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うための措置等について定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を考慮して付近の住民に退避の指示をする。

(2) 退避の指示内容

指示の内容は、誰にもわかるよう具体的、かつ、簡潔明瞭なものとし、必要に応じて次の項目を満たすものとする。

ア 退避させる地区

イ 退避させる理由

ウ 退避すべき場所

(3) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。屋内への退避は、次のような場合に行うものとする。

ア 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(4) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、広報車、メールマガジン、コミュニティFM、Webサイト、SNS及び防災行政無線等の複数手段を併用し、速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

イ 市は、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなり、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

ウ 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(5) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要が

ある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市国民保護対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

ウ 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、その区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域からの退去を命ずる。

エ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

オ 市長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大さ

せるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるための緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは保管する。）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等を考慮し、緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国の対策本部及び県対策本部からの情報を市国民保護対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国、県その他の関係機関と連携した対処等について定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市国民保護対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の輸送などの措置において、その物質等が必要となる場合は、関係機関と市国民保護対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置は次のとおりである。

対象	市内に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く）又は、市内にのみ設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取扱うもの。 （国民保護法施行令第 29 条）
措置	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限。 （危険物；消防法第 12 条の 3）
	② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限。 （国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号）
	③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄。 （国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、(1)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処

市は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国の基本的な方針を踏まえた対応を基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急処置を講ずる。

1 応急措置の実施

市長は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況を考慮し、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、その方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃が行われた場合は、市国民保護対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、その情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を

行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

特に天然痘等の生物剤は、人に知られず散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。

また、攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握方法とは異なる点を考慮し、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

5 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限又は禁止 ・ 廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3号	死体	・ 移動の制限又は禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他物件	・ 廃棄
5号	建物	・ 立入りの制限又は禁止 ・ 封鎖
6号	場所	・ 交通の制限又は遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、その措置を講じた後、相当の期間内に、

同事項を措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で次の指示を行う。

	指示事項
1	該当措置を講ずる旨
2	該当措置を講ずる理由
3	該当措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 (上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、 措置の対象となる建物又は場所)
4	措置を講ずる時期
5	措置の内容

6 要員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、それらの情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第5節 保健衛生の確保その他の措置

保健衛生の確保の措置、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理等について定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、東海市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し保健師等の保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、東海市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、東海市地域防災計画の定めに準じて、「愛知県災害廃棄物処理計画」(2022年1月)等を踏まえつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第6節 国民生活の安定に関する措置

水等の安定的な供給、国民生活の安定に関する措置について定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、その公共的施設を適切に管理する。

第7節 特殊標章等の交付及び管理

ジュネーヴ諸条約及び第1追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付及び管理等の事項について定める。

1 特殊標章の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第1追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第1追加議定書の規定に従って保護される。

2 特殊標章等

(1) 特殊標章

第1追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章とする。

（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第1追加議定書第66条3に規定される身分証明書とし、様式については、交付要綱に定める。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等とする。

3 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、各職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

4 交付及び使用対象職員

(1) 市長が交付する対象者

- ア 市職員（消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長が交付する対象者

- ア 市消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

5 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第8章 復旧等

第1節 応急の復旧

市の管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害に対する、一時的な修繕や補修など応急の復旧について定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切り換え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾施設及び鉄道施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の輸送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2節 武力攻撃災害の復旧

市の管理する施設及び設備について、武力攻撃災害の復旧について定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を考慮しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を考慮し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3節 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等について定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害

補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の輸送に係る指示をした場合において、その総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第9章 緊急処理事態への対処

武力攻撃に準ずる大規模なテロ等の事態である緊急処理事態への対応について定める。

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1章5節2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、東海市緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を考慮して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及びその地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

様 式

様式第 1 号（第 6 章第 1 節 1 関係）

安否情報収集（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

No.	項 目	情 報
①	氏名	
②	フリガナ	
③	出生の年月日	M・T・S・H・R 年 月 日
④	男女の別	男 ・ 女
⑤	住所（郵便番号を含む。）	〒
⑥	国籍	日本 ・ その他（ ）
⑦	その他個人を識別するための情報	
⑧	負傷（疾病）の該当	負傷 ・ 非該当
⑨	負傷又は疾病の状況	
⑩	現在の住所	
⑪	連絡先その他必要情報	
⑫	親族・同居者からの照会に対し、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬	知人からの照会に対し①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭	①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答は公表することについて○で囲んで下さい。	同意する ・ 同意しない
備考		

注 1； 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に従って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業等へ業務委託する場合があります。

注 2； 親族、同居者、知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行ないます。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の人及びこれらに類する者を指します。

注 3； 「③出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。

注 4； 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

様式第 2 号（第 6 章第 1 節 1 関係）

安否情報収集（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

No.	項 目	情 報
①	氏名	
②	フリガナ	
③	出生の年月日	M・T・S・H・R 年 月 日
④	男女の別	男 ・ 女
⑤	住所（郵便番号を含む。）	〒
⑥	国籍	日本 ・ その他（ ）
⑦	その他個人を識別するための情報	
⑧	死亡の日時、場所及び状況	年 月 日
⑨	遺体が安置されている場所	
⑩	その他必要情報	
⑪	①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意	同意する ・ 同意しない
備考		

注 1 ； 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑪の意向に従って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業等へ業務委託する場合があります。

注 2 ； 親族、同居者、知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行ないます。
また、知人とは、友人、職場関係者、近所の人及びこれらに類する者を指します。

注 3 ； 「③出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。

注 4 ； 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

注 5 ； ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直径親族を原則とします。

様式第 4 号（第 6 章第 1 節 3 関係）

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 (愛知県知事) 殿 (東海市長)		
申請者 住所 (居所) 氏名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 95 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため ② 被照会者の知人 (友人、職場関係者及び近隣住民) であるため。 ③ その他 ()
備 考		
被 照 会 者 の 特 定 に 必 要 な 事 項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	M・T・S・H・R 年 月 日
	男女の別	男 ・ 女
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 ・ その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	その他必要情報	
* 申請者の確認		同意する ・ 同意しない
* 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入願います。
- 4 *印の欄には記入しないで下さい。

様式第 5 号（第 6 章第 1 節 3 関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (愛知県知事) (東海市長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報については、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 ・ その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

様式第 6 号（第 2 章第 4 節 4 関係、第 6 章第 2 節 1 関係）

被災情報報告

年 月 日に発生した による被害（第 報）

年 月 日 時 分
東 海 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日 時 分

(2) 発生場所 東海市 町
(北緯 度、東経 分)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人的被害（人）				住家被害（棟）		その他
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
		重症	軽症			

＊ 可能な場合、死者について死亡時の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を 1 人ずつ記入して下さい。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況